

板橋区環状8号線A地区 板橋区環状8号線B地区 沿道地区計画

この「ご案内」は、沿道地区計画の内容を簡潔にまとめたものです。

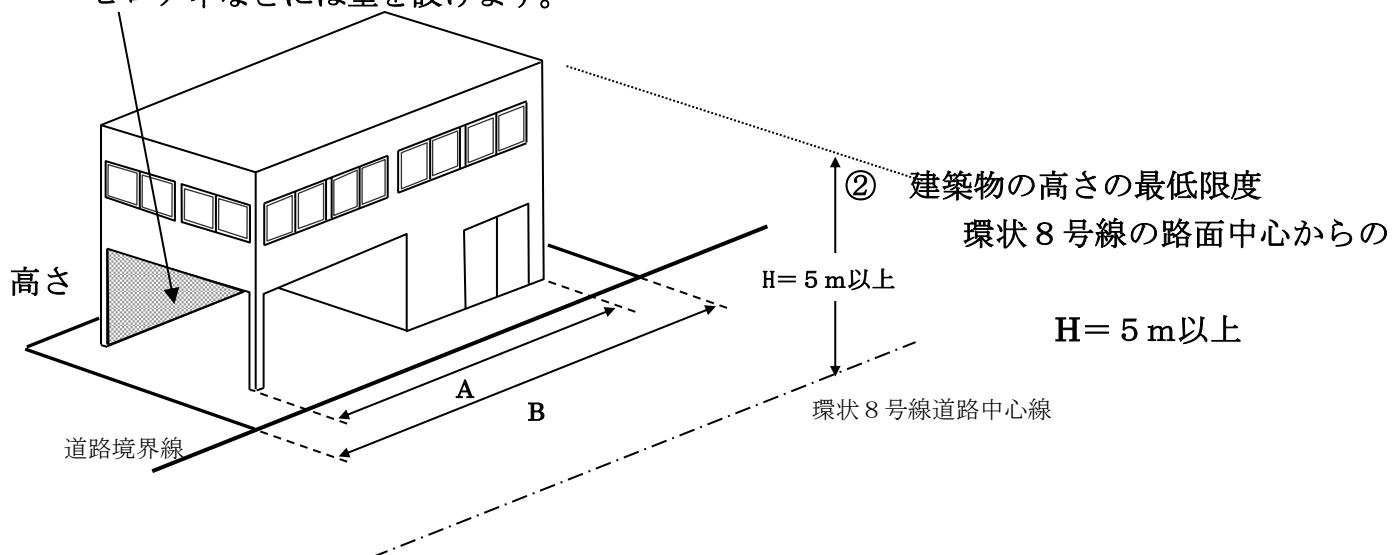
より詳しい内容については、「届出の手引き」等をごらんください。

区域内で建築等を行う場合のルールについて

③ 遮音上の制限

環状8号線の路面の中心からの高さが5m以下の部分について、すき間のない遮音上有効な構造とします。
(間口率を満たすのに必要な部分に限る。)

ピロティなどには壁を設けます。

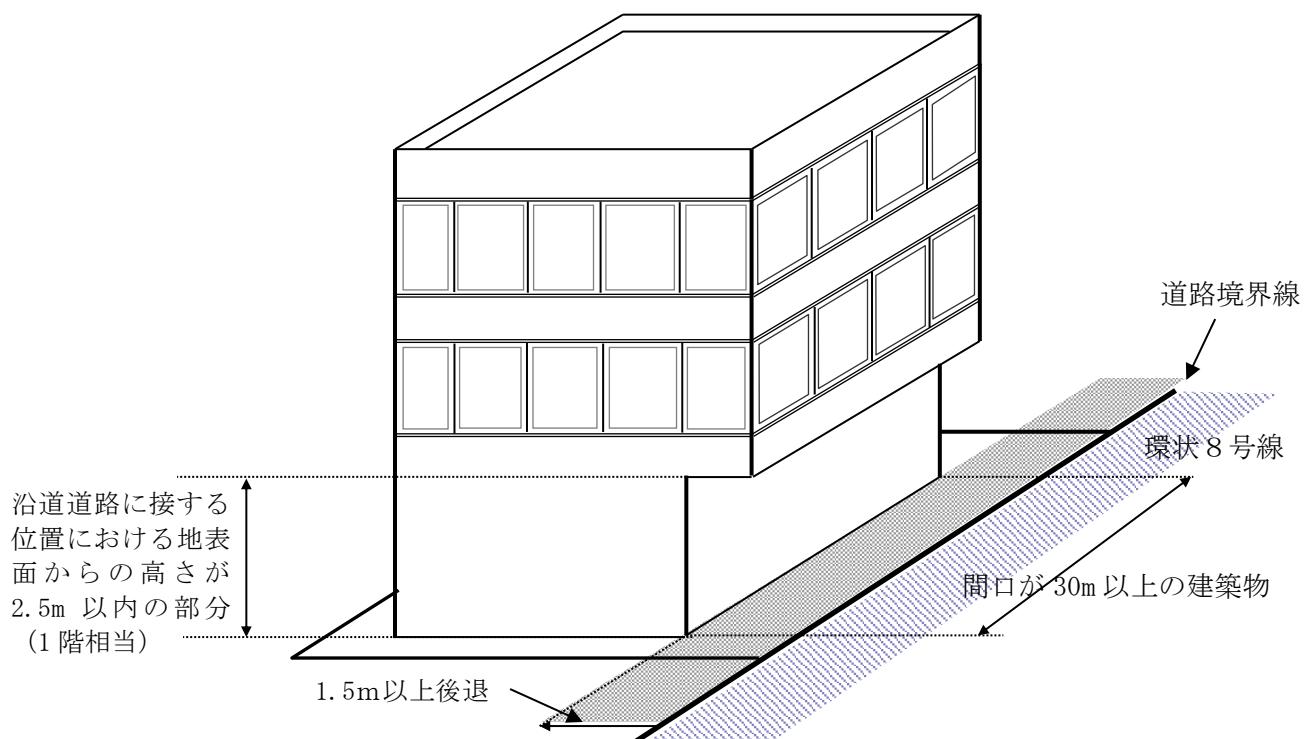


① 間口率の最低限度

$$\text{間口率} : \frac{A}{B} = \frac{\text{建築物の環状8号線に面する部分の長さ}}{\text{敷地の環状8号線に接する部分の長さ}} \geq \frac{7}{10} \text{以上}$$

④ 壁面の位置の制限

環状8号線に面する間口の長さが30m以上の建築物を建築する場合は、建築物の1階相当部分（高さが2.5m以内の範囲）を環状8号線の道路境界線より1.5m以上後退します。



※①～④のルールは、都市計画施設内では、適用をうけません。

5) 緩衝建築物の建築費等の一部負担（環状8号線に面する建築物が対象）

特に遮音性の高い建築物で一定の要件を満たすものを建てる場合に、建築費等の一部負担を環状8号線の道路管理者（東京都）に求めることができます。

建築費等の一部負担には、一定の要件を満たす必要があるため事前に相談等されるようお願いします。

6) その他

緩衝建築物の建築費等の一部負担と建築物の耐震化助成制度など他事業について、助成対象費用を重複して申請等することは出来ません。

問い合わせ先

●沿道地区計画の内容・届出などについては

板橋区 都市整備部 建築指導課 意匠審査係

TEL 03-3579-2573

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

区役所5階 16番窓口

●緩衝建築物の建築費等の一部負担については

東京都 建設局 道路管理部 管理課 （沿道整備担当）

TEL 03-5320-5279

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第二本庁舎7階